

財務省告示第三百十一号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十七年七月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十七年八月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記 利付国庫債券（十年）（第二百七 十一回）
二	発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項
三	の法律及びそ 社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け
四	発行方法
五	発行額 額面金額で千九百一億円
六	払込金額 千八百九十九億九百九十万円
七	最低額面金額
八	振替単位 振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
九	発行行 平成十七年七月二十日
十	発行価格 額面金額百円につき九十九円九 十銭
十一	利率 年一・二パーセント

十二

の経過
払込み

年金資金運用基金理事長は、払
込金額に加え、次の算式により
算出した金額を第十八号に規定
する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{償還金額の総額} \times 1.2 \times 30}{100 \times 365}$$

十三

初期
利子

平成十七年十二月二十日を
期とし、次の算式により算出
た金額を支払う。ただし、支
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.2 \times 1}{100 \times 2}$$

十四

第二期
以後の
利子

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払い期とし、各支払い期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

十五

償還
金額
の
限度

平成二十七年六月二十日
額面金額百円につき百円

十六

元利
金の
支払
場所

日本銀行

十七

払込
期日

平成十七年七月二十日

十八

払込
期日

平成十七年七月二十日